

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD  
MALLESONS  
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020  
20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China  
T +86 10 5878 5588  
F +86 10 5878 5544  
patent@cn.kwm.com  
www.kwm.com

金杜法律事務所  
特許部

## 国家知識産権局による「專利優先審査管理弁法」の発表について

### 1. はじめに

2017 年 6 月 27 日、国家知識産権局は、「專利優先審査管理弁法」(2017) (第 76 号) (以下、本弁法という) を発表した。本弁法は、産業構造の最適化、アップグレードを促進し、国家知的財産戦略の実施と知的財産強国建設を推進する等の目的で制定されたものであり、2012 年 8 月に出された「特許出願優先審査管理弁法」を置き換えるものである。

本弁法は 8 月 1 日から施行される。なお、本弁法は 2017 年 4 月 7 日に意見募集稿が出ており、本稿では、該意見募集稿からの変更部分も含めて説明する。なお、発表された中国語原文は、国家知識産権局のサイト

([http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201706/t20170628\\_1312314.html](http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201706/t20170628_1312314.html)) で確認できる。

### 2. 專利優先審査管理弁法の概要

本弁法は全 16 条からなり、2012 年版からの主要な改正内容は、以下の四点である。

#### (一) 優先審査の適用範囲の拡大

特許審査だけでなく、実用新案、意匠、復審 (拒絶査定不服審判)、無効審判も対象とする

#### (二) 優先審査の適用条件の整備

政府の重点産業、インターネット等特定産業等が適用の条件となる

#### (三) 優先審査の手続の簡略化

優先審査請求を提出するときの請求書の記載を簡素化し、他の提出書面の条件も緩和する。

#### (四) 優先審査の手続の合理化

優先審査の適用範囲の拡大に合わせて、異なる專利タイプに応じた応答期限と査定、審決期限を設定する。また、優先審査を停止するケースを規定する。

### 3. 意見募集稿からの変更点

本弁法は、2017 年 4 月の意見募集稿から、若干の文言、表現の変更の他、以下の変更

がされている。

- (一) 優先審査の適用条件（第三条）の技術分野において、「バイオエンジニアリング」が「バイオ」に変更された。
- (二) 優先審査を請求できる時期の制限（第七条第二項～第四項）が削除された。
- (三) 提出資料（第八条）において、優先審査請求書の記載条件が、「省級知識産権局が審査し、意見を記入し及び公印を捺印した」から、「國務院関係部門又は省級知識産権局が推薦意見を記入し」に変更された。また、提出する資料の中で「要求に従った検索報告」が、「従来技術又は従来デザイン情報資料」に変更され、この変更に伴い意見募集稿第九条（要求に従った検索報告）が削除された。
- (四) 専利出願の優先審査手続を停止するケース（第十二条）に、「審査手続において非正常専利出願であると気付いたとき」（第四号）が追加された。（なお、中国における「非正常専利出願」とは、同一出願人による大量の類似出願等を指す。）
- (五) 復審又は無効審判の優先審査手続を停止するケース（第十三条）において、第六号「非常に難しい事件」が「難しい事件」に変更された。

#### 4. 専利優先審査管理弁法本文

以下、専利優先審査管理弁法の訳文を紹介する。なお、条文上専利（特許、実用新案、意匠）と（実用新案、意匠を含まない）特許を明確に区別する必要があるため、特許を表現する際、「発明特許（中国語の漢字表記では発明専利）」という言葉を使用する。また、下線、抹消線は、意見募集稿からの修正箇所を示す。

### 専利優先審査管理弁法

#### 第一条

産業構造の最適化、アップグレードを促進し、国家知識産権戦略の実施及び知識産権強国建設を推進し、イノベーション駆動発展に奉仕し、専利審査手続を整備するため、「中華人民共和国専利法」及び「中華人民共和国専利法実施細則」（以下、専利法実施細則という）の関連する規定に従い、本弁法を制定する。

#### 第二条

以下の専利出願又は案件の優先審査には、本弁法を適用する。

- (一) 実体審査段階の発明特許出願
- (二) 実用新案及び意匠出願
- (三) 発明特許、実用新案及び意匠出願の復審（拒絶査定不服審判に相当。以下同じ）
- (四) 発明特許、実用新案及び意匠の無効審判

国家知識産権局と他の国家または地域の専利審査機構との締結による関連する二者又は多者の協議及び国家知識産権局のその他関連する規定により優先審査を展開する場合、関連する規定により処理し、本弁法を適用しない。

#### 第三条

以下のケースの一つに該当する専利出願又は専利復審案件には、優先審査を請求できる。

- (一) 省エネ環境保護、次世代情報技術、バイオエンジニアリング、先端機器製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー車及び、インテリジェント生産等、国家重点発展産



業に関する。

(二) 各省級及び区を有する市級人民政府が重点奨励及びサポートする産業に関する。

(三) インターネット、ビッグデータ、クラウド等の分野に関し、かつ技術又は製品の更新速度が速い。

(四) 専利出願人又は復審請求人が既に実施の準備又は既に実施を開始している、又は他人がその発明創造を現在実施していることを証明する証拠がある。

(五) 同一の主題について初めて中国で専利出願した後、その他の国家又は地域にも専利出願する、該中国の初めての出願。

(六) その他国家利益又は公共の利益に対して重大な意義があり、優先審査が必要である。

#### 第四章

以下のケースの一つに該当する無効審判案件には、優先審査を請求できる。

(一) 無効審判案件に関する専利について権利侵害紛争が発生し、当事者が地方知識産権局に処理を請求した又は、人民法院へ提訴した若しくは又は仲裁調解組織へ仲裁調解を請求した。

(二) 無効審判案件に関する専利が国家利益又は公共の利益に重大な意義を有する。

#### 第五条

専利出願、専利復審案件について優先審査請求を提出する場合、出願人全員又は復審請求人全員の同意を得なければならない。

無効審判案件について優先審査請求を提出する場合、無効審判請求人又は専利権者全員の同意を得なければならない。

係争専利侵害紛争を処理、審理する地方知識産権局、人民法院又は仲裁調解組織は、無効審判案件について優先審査請求を提出することができる。

#### 第六条

専利出願又は、専利復審、無効審判案件について優先審査を行う件数は、国家知識産権局が、異なる専門技術分野の審査能力、前年度の専利登録件数、及び本年度審査待ち案件数等の状況に基づき確定する。

#### 第七条

優先審査を請求する専利出願又は専利復審案件は、電子出願方式を用いてなければならない。

発明特許出願人が優先審査を請求する場合、実体審査手続に入る通知書を受け取った日から三十日以内に提出しなければならない。

実用新案及び意匠出願人が優先審査を請求する場合、その出願日から三十日以内に提出しなければならない。

専利復審又は無効審判案件の当事者が優先審査を請求する場合、専利復審請求又は無効審判請求を提出した日から三十日以内に提出しなければならない。

#### 第八条

出願人が発明特許、実用新案、意匠出願の優先審査請求を提出する場合、優先審査請求書、従来技術又は従来デザイン情報資料及び関連する証明文書を提出しなければなら

い。本弁法第三条第五号のケースを除き、優先審査請求書には、国务院関係部門又は省級知識産権局が推薦意見を記入しなければならない。以下の資料を提出しなければならない。

- （一）省級知識産権局が審査し、意見に記入し及び公印を捺印した優先審査請求書。
- （二）要件に従った検索報告。
- （三）関連する証明文書。

出願人は本弁法第三条第五項により優先審査請求を提出する場合、優先審査請求書、要件に従った検索報告及び関連する証明文書を提出しなければならない。

当事者が専利復審、無効審判案件の優先審査請求を提出する場合、省級知識産権局が審査し、意見を記入し及び公印を捺印した優先審査請求書及び関連する証明文書を提出しなければならない。実体審査又は形式審査手続において既に優先審査が行なわれている案件を除き場合、優先審査請求書には、国务院関係部門又は省級知識産権局が推薦意見を記入しなければならない。省級知識産権局が審査し、意見を記入し及び公印を捺印する必要がない。

地方知識産権局、人民法院、仲裁調解組織が無効審判案件の優先審査請求を提出する場合、優先審査請求書を提出し、理由を説明しなければならない。

#### 第九条（要件に従った検索報告）

本弁法第八条にいう検索報告は、以下の要件を満たす必要がある。

- （一）世界の主要国家、地域、組織の専利文献及び国内外の主要非専利文献を全面的に検索する。
- （二）出願のテーマに関連し、後の審査で参考にできる全ての引例を列挙する。
- （三）全ての請求項の専利性について判断し、関連する証拠及び詳細な理由を与えている。

#### 第十九条

国家知識産権局は、優先審査請求を受理及び審査確認した後、速やかに審査意見を優先審査請求人に通知するしなければならない。

#### 第十一条

国家知識産権局が優先審査を行うことに同意した場合、優先審査請求が同意された日から、以下の期限内に査定、審決を出さなければならない。

- （一）発明特許出願は、優先審査請求から四十五日以内に第一回審査意見通知書を発行し、一年以内に査定する。
- （二）実用新案及び意匠出願は、二か月以内に査定する。
- （三）専利復審案件は、七か月以内に審決する。
- （四）発明特許及び実用新案の無効審判案件は、五か月以内に審決し、意匠の無効審判案件は四か月以内に審決する。

#### 第十二一条

優先審査の専利出願について、出願人は速やかに応答又は補正しなければならない。出願人が発明特許審査意見通知書に応答する期限は、通知書の発送の日から二か月、出願人が実用新案及び意匠出願人による審査意見通知書に応答する期限は、通知書の発送の日から十五日である。



### 第十三二条

優先審査した専利出願について、以下の一つに該当する場合、国家知識産権局は優先審査手続を停止し、通常の出願として手続で処理し、速やかに優先審査請求人へ通知することができる。

- (一) 優先審査請求が同意された後、出願人が専利法実施細則第五十一条第一、二項により出願書類を補正したとき。
- (二) 出願人の応答期限が本弁法第十二一条に規定する期限を超えたとき。
- (三) 出願人が虚偽の資料を提出したとき。
- (四) 審査手続において、非正常専利出願であると気付いたとき。

### 第十四三条

優先審査した専利復審又は無効審判案件について、以下の一つに該当する場合、専利復審委員会は優先審査手続を停止し、通常の案件として手続で処理し、速やかに優先審査請求人へ通知することができる。

- (一) 復審請求人が応答期限を延長したとき。
- (二) 優先審査請求が同意された後、無効審判請求人が証拠及び理由を補充したとき。
- (三) 優先審査請求が同意された後、専利権者が削除以外の方式で請求の範囲を補正したとき。
- (四) 専利復審又は無効審判手続が中止されたとき。
- (五) 案件審理がその他の案件の、審査の結論に依存するとき。
- (六) 非常に難しい案件で、専利復審委員会の主任が承認したとき。

### 第十五四条 (解釈権限)

本弁法は、国家知識産権局が解釈する責任を負う。

### 第十六五条 (施行日)

本弁法は、2017年8月1日から施行する。2012年8月1日から施行した「発明特許出願優先審査管理弁法」は、同時に廃止する。

## 5. 終わりに

2012年の「発明特許出願優先審査管理弁法」と比較して、実用新案や意匠、また、復審、無効審判も対象に含まれることになったのは大きな変化である。手続面においても、意見募集稿から更に簡略化が図られており、具体的には、知識産権局の審査、捺印や検索報告の提出が不要になった点や、優先審査を請求する期限の制限が無くなった点は大きな変更と思われる。

但し、依然として省級知識産権局の優先審査請求書が必要とされることから、原則として外国企業単独では優先審査を利用できず、現地関連会社との共同出願等によって利用することになると考えられる(但し、権利侵害に関係して、外国企業の優先審査請求が認められたケースもある。)。また、本優先審査は、第十条に「国家知識産権局が優先審査を行うことに同意した場合」とあるように、請求すると必ず優先されるものではなく、優先審査をすることがどうかは国家知識産権局の裁量であることにも注意が必要である。

以上

2017年8月9日(原稿受領)

## 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

## 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：[malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)